

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例骨子案

1 改正の趣旨

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。）は、事業者が早期での事業再生に取り組めるよう、金融債権者の多数決と、裁判所の認可により、債権の権利関係の調整を行うことができる制度を整備するものとして、令和7年6月13日に公布され、令和8年12月11日に施行される。

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和6年埼玉県条例第53号。以下「求償権放棄条例」という。）は、県制度融資において、金融機関への返済が不能となった中小企業の事業再生等を図り、地域経済の振興に資するため、埼玉県信用保証協会が求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる、県への回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めるものである。

求償権放棄条例第3条第2項は、「知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。」と規定している。

早期事業再生法の趣旨に鑑み、早期事業再生法第14条第1項の規定に基づき作成された早期事業再生計画は、求償権放棄条例第3条第2項各号に掲げる計画に追加すべきものであると考えられることから、今回の改正を行うものである。（第3条第2項第7号関係）

また、権利放棄に関する基準について、法的根拠を明確化するための規定の整備を行うものである。（第3条第3項関係）

2 改正案

(1) 埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例骨子案
 新旧対照表 (傍線部分は、改正部分)

改正案	現行
埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例	埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例
第一条・第二条 (略)	第一条・第二条 (略)
(回収納付金を受け取る権利の放棄)	(回収納付金を受け取る権利の放棄)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。	2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。
一～六 (略)	一～六 (略)
<u>七 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第十四条第一項の規定により作成された早期事業再生計画（保証協会が当該早期事業再生計画に係る同法第十一条に規定する権利変更議案に対し、同法第二十条第一項に規定す</u>	<u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>る同意をしようとする場合に限る。)</u> <u>八・九</u> (略) <u>3 前項の規定により知事が回収納付金を受け取る権利を放棄する基準は、規則で定める。</u> 第四条～第六条 (略)	<u>七・八</u> (略) (新設) 第四条～第六条 (略)

(2) 施行日

公布の日